

鳥取県告示第 755 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字三ツ石739、740、741の1、741の3、741の4、742、字タワ743から748まで、748の1、749の1、749の2、750から752まで、字下津船775、776、780、781の1、781の5から781の12まで、782、783、783の1、784の1、784の2、785、785の1、786の1、786の2、787、788、字大磨790から792まで、793の1、793の2、794、795の1、795の2、796から801まで、802の1から802の9まで、803、804、804の1、805、806、806の1から806の3まで、807の1から807の4まで、808から814まで、字ソラ田816から819まで、828から830まで、832から834まで、字段ノ上835、835の1、835の2、836から842まで、845、848、851、852、854から857まで、858の1から858の3まで、859、860、字瀧谷口下モ861から867まで、868の1、868の2、869から871まで、873から875まで、字瀧谷奥876、876の1、877から880まで、884から886まで、886の1、887、888、888の1、888の2、889、889の1から889の3まで、891から894まで、895の3、895の5、字郷路897、907、字ヲシガ谷908、910から914まで、915の1、915の2、916の1、917から920まで、923、927の2、字沼ノ谷奥928、930から935まで、937から939まで、字栗ノ木谷940、941、942の1、942の2、943、943の1、944、947の1、947の2、字黒ノ田上エ948の1、948の2、948の6から948の9まで、948の18、948の19、字上ミ梨子木949の1、949の2、949の5、950の1、950の4、951の1、字北谷952から957まで、963、964、字小西山965から969まで、字大西山970の1から970の4まで、984の1、984の2、984の4、字土師坂山985の1から985の3まで、986の1から986の3まで、989の2、989の30から989の32まで、990の1から990の4まで、991から996まで、字小屋ノ谷997、999の2、1001から1003まで、字カウネ1049の2、1049の4、字川向ヒ1051

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)